



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》返品功罪

食品だと、返品は困難なケースも多いかと思いますが、日用雑貨の場合、小売業者もしくは卸売業者からメーカーへの返品が一般的に認められています。

返品は果たして良いことなのでしょうか。

今回は、日用雑貨を例に、小売業者、卸売業者、メーカー、消費者それぞれの立場から返品について考えていきたいと思います。

1. 返品の実情

日用雑貨に関しては、一般的に、メーカーへの返品が可能となっています。

返品できないものについても、補填がなされることもあるようです。返品のコストを考慮して、メーカーに返品するより小売業者もしくは卸売業者に処分してもらった方が安くつくような場合に補填がなされることがあるようです。

返品理由は特に問われず、売れ残ったものもあれば、箱がつぶれたものなどもあります。

2. 小売業者

卸売業者もしくはメーカーからの完全買い取りの場合を除き、基本的に卸売業者もしくはメーカーへの返品が可能です。

小売業者にとって、返品できるということは実質的に在庫のリスクを負わないということであり、メリットがあります。

一方、デメリットとしては、卸売業者もしくはメーカーへの返品の仕事が必要となってきます。

この点については、物流センターへの納品を要求しセンターフィーを徴収している小売業者で、返品に関してもセンターフィーを徴収するところもあるようです。

3. 卸売業者

小売業者への完全売り切りの場合を除き、基本的に小売業者からの返品の可能性がります。

卸売業者は小売業者から返品を受けますが、それを再び売るにしろ、メーカーへ返品するにしろ、仕分け作業が必要となってしまいます。

一方、ほとんどのものがメーカーへ返品できます。

4. メーカー

卸売業者もしくは小売業者への完全売り切りの場合を除き、基本的に卸売業者もしくは小売業者からの返品の可能性がります。

しかしながら、返品されることが必ずしもデメリットとなるわけではありません。

例えば、新製品を発売し、その製品を積極的に販

売したいような場合、返品ができないとすれば、小売業者や卸売業者の在庫が処分できない限り、思うように販売できない可能性があります。

旧製品の返品を受け入れることにより、新製品を販売することが可能になります。

また、例えば、季節商品の場合、売れ残って翌年に再び販売することになると、製品としての期限に問題はないものの、効果などが劣化するケースがあります。

このような製品の場合、返品ができないとすると、小売業者や卸売業者の在庫が翌年等に販売された場合、効果などの劣化が原因で消費者からのクレームが発生し、ひいてはメーカーの信頼性の問題に発展する可能性があります。クレームが来るのは、小売業者や卸売業者ではなく、メーカーです。

よって、製品によっては、返品を受け入れる方が得策と考えられます。

5. 消費者

消費者は、製品に問題などがあれば返品することはできます。

ただ、返品は運送トラックなどの排気ガスや返品された製品の廃棄などにより環境へも影響を及ぼします。

結局のところ、製品の販売価格に小売業者や卸売業者からの返品のコストなども織り込まれ、返品のコストを消費者が負担していると言えます。

6. 返品調整引当金

法人税法上、出版業、出版にかかる取次業、医薬品(医薬部外品を含む)・農薬・化粧品・既製服・蓄音機用レコード・磁気音声再生機用レコード又はデジタル式の音声再生機用レコードの製造業、これらの物品の卸売業については返品調整引当金が認められていますが、日用雑貨の場合、それほど該当するケースはないと考えられます。

一方、会計上は、引当金の要件を満たす場合には返品調整引当金を計上することになります。表示上は、返品調整引当金戻入額と返品調整引当金繰入額は売上総利益の調整項目として表示されることが多いようです。

7. 結び

返品は必ずしも良いことばかりではなく、環境へ悪影響を及ぼし、返品のコストは結局のところ、消費者が負担していると言え、それぞれの立場から返品についての配慮が望まれます。

(担当：國村 年)